

# 総則(1～3条)

宮下 修一 Miyashita Shuichi 中央大学法科大学院教授  
 博士(法学)。専門は民法・消費者法。消費者庁「消費者契約法の運用状況に関する検討会」委員等を歴任。



今回からは、消費者契約法(以下、本法)の条文の内容を順次確認していくことにします。

なお、今回は、補則(11条)と雑則(48条・49条の2)も取り扱う予定でしたが、紙幅の関係で今後に譲り、「総則」(1～3条)のみに絞ることにします。

## 法の目的

既に第1回の連載でも紹介しましたが、1条は、本法の目的を定めています。具体的には、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」を考慮し、契約取消権、不当条項の無効、適格消費者団体による差止請求という法的な救済手段を定めることによって、「消費者の利益の擁護」を図り、「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展」に寄与することを目的としています。

同様の「格差」は消費者基本法の目的にも規定されていますが、その4年前に立法された本法は、「格差」を正面から認めたわが国初の法律であり、画期的であると評されています。『逐条解説』\*1では、この「格差」は「構造的」なものであって、消費者に自己責任を求めることが適切ではない場合のうち、上記の救済手段が用意される前提になるものと考えられています。

重要なのは、本法の適用に際して1条の内容が影響を与える可能性があるという点です。『逐条解説』では、本法で取り扱う消費者契約の適

用範囲を決めるに当たっては、「情報・交渉力の格差」を念頭に置く必要があると指摘されています(次項で詳しく検討します)。ここでは、次に検討する2条だけが対象のようですが、本法に規定されている条文はすべて消費者契約を前提にしているわけですから、2条以外の規定の解釈にも1条にいう「格差」の存在は影響を及ぼすと考えるべきでしょう。実際に、1条が、2条以下の各条文の解釈においても基本的かつ最も重要な解釈原理となるという見解も有力です。

## 「消費者」「事業者」「消費者契約」の定義

ところで、これまで「消費者」「事業者」「消費者契約」という言葉を当たり前のように使ってきましたが、そもそもそれらは具体的に何を意味するのでしょうか。2条は、次のような定義規定を置いています(4項は省略します)。

- 1 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。
- 2 この法律……において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。
- 3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

これによれば、「消費者＝個人－事業として又は事業のために契約当事者となる個人」およ

\*1 消費者庁消費者制度課『逐条解説 消費者契約法(第2版補訂版)』(商事法務)

び「事業者＝法人＋事業として又は事業のために契約当事者となる個人」という図式が成り立ちそうです。これでめでたし、となるかといえ、そうは問屋が卸しません。前記の図式では、「事業として又は事業のために契約当事者となる個人」が誰か、もう少し踏み込んで言うと、その判断のポイントとなる「事業」とは何かは明らかにしないと、「消費者」と「事業者」の最終的な範囲も明らかとはなりません。『逐条解説』では、既に述べたように「消費者」と「事業者」を区別する観点は「情報・交渉力の格差」とであると指摘します。そのうえで、この格差は「事業」に由来するとしています。ところが、本法には、「事業」とは〇〇であると定義する規定がないのです。

### 「事業」とは何か

それでは、「事業」とは何でしょうか。例えば、消費者安全法の2条には、『「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）』、また、『「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあっては、当該事業を行う場合におけるものに限る。）』という定義が存在します。そうすると、事業とは「商業、工業、金融業」を指すということになりそうですが、消費者庁の消費者安全法に関する解説では、これらはすべて事業を例示したものに過ぎないとされています。

『逐条解説』を見ると、「事業（として）」とは「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」であるけれども、営利性や公益性の有無は問わないとされています（なお、「事業のために」とは、事業の用に供するために行うものをいいます）。しかし、これだけではやはり判断基準は判然としません。

### 事例で考える「消費者」「事業者」の判断基準

どうも抽象的に考えてもうまくいかないの、次のような事例で考えてみましょう。

- (1)個人で魚屋を営むAさんは、魚の仕入れや配達などをするために、車を購入した。
- (2)個人で魚屋を営むAさんは、趣味のツーリングのために、オートバイを購入した。
- (3)個人で魚屋を営むAさんは、魚屋の収支管理だけでなく、趣味のツーリングの情報を入手するために、パソコンを購入した。

(1)では、Aさんは、事業のために車を購入しているのですから「事業者」といえそうです。これに対して(2)では、逆に趣味のためにオートバイを購入しているのですから「消費者」といえそうです。それでは、(3)はどのように考えればよいのでしょうか。

『逐条解説』では、判断基準として次の2点が挙げられています。

1. 契約締結段階における当該行為が目的達成のためになされたものであることの客観的・外形的基準(例：名目等)があるかどうか。
2. 1のみで判断するのが現実的に困難な場合には、物理的・実質的(例：時間等)基準に従い、当該事項が主として(例：使用時間のうち2分の1以上を事業のために使用)目的達成のためになされたかどうか。

(3)の事例は名目が2つあるので、1の基準だけでは判断できません。「それなら、2の基準に従って、魚屋の収支管理か、趣味のツーリングか、どちらかで多く使っているか割合で決めよう！」という人がいるかもしれません。ただ、使用時間がちょうど半々(50：50)だったらどうでしょうか。こう質問すると、きっと困った顔をされるでしょう。どうやら、事はそう単純ではなさそうです。

### 裁判例に見る「消費者」「事業者」の判断基準

裁判例を見ると、契約取消しや不当条項の無効を争う前に、当事者が消費者であるかどうか争われるケースがかなりあります。その中には、悪質な業者が本法の適用逃れをねらって、中小事業者に会社名や屋号を用いて契約書を作

成させるケースもまま見られます。

ただ、裁判所は、単に契約書の名義が会社名や屋号になっているだけで事業者であると判断しているわけではありません。例えば、経営していた学習塾の名義で電話機リース契約を締結したものの、その時点で既に廃業していた事例(大阪簡裁平成16年10月7日判決[判例集未掲載])では、元経営者は消費者に該当するとされています。また、絵画6点の売買契約(合計代金7656万円)において、買主は、絵画のレンタル(リース)事業およびサロン経営という事業のために購入したのだから事業者であるという売主の主張に対して、確かに買主はそのような意向は示したものの、具体的な採算の有無を検討した形跡がないことから、構想は具体的ではなく、絵画の購入を具体的な事業の準備とは評価できないため、買主は消費者であるとした事例もあります(東京地裁平成27年2月5日判決『判例時報』2298号63ページ/ただし、4条に基づく契約取消しは否定)。

ところで、2条2項では、法人その他の団体は事業者にあたるとされており、『逐条解説』では、営利性や公益性の有無は問わないとされています。有名な学納金(入学金・授業料等)の返還訴訟でも、営利法人とはいえない学校法人の事業者性が肯定されています(最高裁平成18年11月27日判決最高裁判所民事判例集60巻9号3437ページ)。それでは、団体であれば直ちに事業者性が肯定されるかといえば、そうではありません。例えば、いわゆる「権利能力なき社団」である大学のラグビーチームが部員の多くがインフルエンザになったことを理由に旅館の宿泊等を取りやめたために旅館から取消料の支払いを求められた事例では、「消費者との関係で情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っていると評価できない」として、1条の目的に言及しつつ、上記チームは消費者に当たると判示されました(東京地裁平成23年11月17日判決『判例時報』2150号49ページ、ウェブ版

『国民生活』2013年2月号「暮らしの判例」\*2)。

## 具体的な状況に応じて変化する判断基準

紙幅の関係ですべては紹介できませんが、裁判例を詳細に分析すると、「消費者」と「事業者」の判断に際しては、①事業の内容(具体的か否かも含む)、②商品・役務の用途(事業用か否か)、③事業への商品の利用状況と必要性、④事業の規模・収入、⑤事業者名での契約締結の有無、⑥商品・役務に関する費用の経費計上の有無などが考慮されています。

さらに、形式的には「事業者」に該当するよう見える場合であっても、1条の趣旨を踏まえて情報の質・量及び交渉力の格差があるか否かという観点も考慮されています。

事業を営んでいる人であっても、具体的な取引の場面では、上記の基準からすると相手方との関係では「消費者」と判断される場合があります。その逆で、特に事業を営んで来なかった人であっても、事業を営む目的で行動すれば「事業者」と判断される場合もあるでしょう。その意味では、「消費者」「事業者」は、具体的な状況に応じて変化する相対的・可変的な概念であるといえます。言い方を変えれば、私たちは、誰でも「消費者」や「事業者」になる資格(法律用語ふうの造語でいえば「消費者適格」「事業者適格」)を持っているともいえるでしょう。

## 事業者の情報提供努力義務と消費者の情報活用・内容理解努力義務

3条は、事業者の明確配慮努力義務(契約内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮する努力義務)・情報提供努力義務を定めた1項と、消費者の情報活用・内容理解努力義務を定めた2項から成り立っています。

元々、本法が制定されるまでの議論の過程では、事業者は、情報の質・量や交渉力において優

\*2 [http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201302\\_12.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201302_12.pdf)

位に立つことから消費者に対して商品や役務に関する情報提供をする義務(情報提供義務)があり、それに違反した場合には損害賠償責任を負うという規定が設けられる方向性が示されていました。しかし、実際の立法案が作成される段階で、事業者サイドの反発が強かったことを踏まえて、法的責任が生じない努力規定とされました。その一方で、消費者の自己責任という観点から、消費者は、事業者から提供された情報を活用し、契約の内容に関して理解する努力義務を負うという規定が設けられることになりました。

『逐条解説』では、1項の事業者の努力義務については「努めなければならない」とする一方で、2項の消費者の努力義務については「努めるものとする」として、当事者間の格差を前提として、前者よりも後者の努力のニュアンスは若干弱めたものとされています。

### 3条の法的効力

この3条をめぐるのは、直接の法的効力は生じなくても、民法上の詐欺・錯誤・公序良俗違反・不法行為等の規定の適用、あるいは4条の契約取消権の行使に際してその趣旨を考慮するというかたちで、間接的に法的効力を持たせるべきであるという見解が有力に主張されています。実際に、本法施行前の事案ではありますが、1条・3条・4条の立法趣旨を考慮して、事業者に対して不法行為に基づく損害賠償責任を認めた裁判例もあります(大津地裁平成15年10月3日判決[裁判所ウェブサイト])。

もっとも、この裁判例では、3条2項の趣旨および公平の見地から、消費者側の過失を考慮して2割の過失相殺がなされています。つまり、3条1項に法的効力を持たせるなら、バランスをとって2項にも法的効力を持たせるというわけです。もちろん、前記のように努力義務のニュアンスに違いはあるわけですから、1項と2項の適用のあり方には差をつけるべきであるという主張も可能でしょう。しかしながら、前記の状況を考慮すれば、3条に法的効力を持たせるべき

だという議論は、場合によっては消費者にとって<sup>もろは</sup>「両刃の剣」となる可能性もあり、現状では慎重に展開する必要があります。実際に、おそらくはそのような観点から、3条全体の法的効力の発生を否定した裁判例も存在します(名古屋地裁平成19年1月29日判決[判例集未登載])。

もっとも、本法は、元々事業者-消費者間の格差があることを前提としているのですから、仮に消費者に努力義務を課すとしても、本来であれば、事業者の情報提供義務は法的義務として明確に規定すべきです。そうすれば、「両刃の剣」という状態が生じることはないでしょう。一刻も早い対応が望まれるところです。

### 3条の改正へ向けて

前回の連載で触れたように、3条については、2017年8月に公表された内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会の報告書によって、次の2点の追加が提言されています。

- ①事業者が、消費者契約の条項を定めるに当たっては、条項の解釈について疑義が生ずることのないよう配慮するよう努めなければならない旨を明らかにすること(条項使用者不利の原則)。
- ②事業者が、情報提供に際して当該消費者契約の目的となるものの性質に応じ、当該消費者契約の目的となるものについての知識および経験について考慮すること。

いずれも、現実の消費者被害を考慮すれば絶対に必要なものであり、それが提言されたことは一歩前進といえます。

特に、②については、同年8月8日に消費者委員会委員長が内閣総理大臣に宛てた答申書にもあるように、民法上の成年年齢を18歳に引き下げる動きや高齢者の消費者被害が依然として高水準にあることを踏まえれば、消費者の知識・経験に加えて年齢も考慮する旨の規定とすることが極めて重要です。今後の具体的な立法に際しては、そのような条文とすることが必要不可欠であるといえるでしょう。